佐賀県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年九月三十日から平成二十三年十月三十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日

佐賀県知事　古川　康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三瀬栗並線	佐賀市富士町大字古場字井田一五四〇番一地先から 佐賀市富士町大字古場字井田一五六一番一地先まで	平成二三・九・三〇